相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市鶴見区下末吉四丁目五三七番地、最後の住所横浜市鶴見区上末吉五丁目六番一七号　被相続人　亡　島崎　恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

横浜市中区住吉町一丁目四番地プロスタイルウェルス関内四〇一

相続財産管理人　弁護士　髙岡　香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市東坂之上町一丁目五番地一三、最後の住所新潟県長岡市希望が丘一丁目一五八番地八　被相続人　亡　村田　悦雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目一番一〇号幸町ビル二階

相続財産管理人　弁護士　高橋　信行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市東坂之上町三丁目二番地一五、最後の住所新潟県長岡市水穴町三九三番地　被相続人　亡　三浦　ミヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号

相続財産管理人　弁護士　髙野　毅

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡南知多町大字内海字中之郷六七番・七一番合併地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　榎本　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

愛知県東海市大田町後田九五番地一Ｉ・Ｐ・Ｓ．大村四階

相続財産管理人　弁護士　早川雄一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府枚方市氷室台一丁目三番、最後の住所大阪府枚方市氷室台一丁目三番一四号　被相続人　亡　古川　一志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市美園町三丁目二七番地、最後の住所大阪府岸和田市春木泉町一番一―三〇四号　被相続人　亡　雑賀　寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル二階　相続財産管理人弁護士　野村　剛司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市綿町三八番地、最後の住所兵庫県姫路市書写二三七一番地六　被相続人　亡　井上智恵子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

兵庫県姫路市飾磨区三宅一丁目三九番地

しらさぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高谷　武良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市美保里三六番地七七、最後の住所兵庫県加古川市平岡町新在家一一九七番地の三　被相続人　亡　森下喜美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

兵庫県姫路市岡町四〇番地　澤田・中上法律事務所

相続財産管理人　弁護士　森　崇志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県奈良市学園大和町一丁目五七番地、最後の住所奈良市学園大和町一丁目五七番地　被相続人　亡　江崎　雅直

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル一階　登大路総合法律事務所

相続財産管理人　福井麻起子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県大和郡山市小泉町一〇八六番地五四、最後の住所奈良県大和郡山市小泉町三五七〇番地三　被相続人　亡　平岳　康史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

奈良県奈良市高天市町一一番地高天飯田ビル六階　やすらぎ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　皐月　宏彰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県桜井市大字初瀬七五二番地、最後の住所奈良県桜井市大字初瀬七五一番地　被相続人　亡　井上　悠喜

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

奈良市登大路町五番地　修徳ビル一階　登大路総合法律事務所

相続財産管理人　田中　啓義

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県玉野市和田二丁目二三一四番地一、最後の住所岡山県玉野市和田一丁目一三番三号　被相続人　亡　三宅　弘一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月二十四日

岡山市北区富田町一丁目八番八号富田町エグゼビル五階Ｃ号室　アルク総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　有本　耕平

第20期決算公告

平成29年12月26日

愛知県一宮市本町二丁目２番11号ＪＥＳ一宮ビル

日本エコシステム株式会社

代表取締役　松島　穣

貸借対照表の要旨　（平成29年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,446,476	流動負債	1,705,783
固定資産	1,992,574	（うち賞与引当金）	(19,285)
		固定負債	997,593
		株主資本	732,837
		資本金	88,888
		利益剰余金	643,948
		利益準備金	8,000
		その他利益剰余金	635,948
		（うち当期純利益）	(37,104)
		評価・換算差額等	2,835
		その他有価証券評価差額金	2,835
資産合計	3,439,050	負債・純資産合計	3,439,050